

介護予防給付ケアマネジメント委託について

1. 委託事業所について（報告）

地域包括支援センターは、介護保険法第 115 条の 23 第 3 項の規定により、指定介護予防支援の一部を委託することができます。地域包括支援センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の決定については、本委員会で審議することとなっていますが、令和 6 年 5 月 24 日の本委員会において、委託する居宅介護支援事業所が指定居宅介護支援事業所であり、かつ介護予防支援従事者研修を修了している場合には、事後報告で承認を受けることが了承されました。令和 7 年度に委託契約した以下の 6 事業所について事後報告として承認を求めます。

	法人名	事業所名	所在地	管理者
1	医療法人 岩河会	さくらケアプランセンター	香美市土佐山田町百石町 2 丁目 1-50	立仙 里美
2	株式会社 いろは	居宅介護支援事業所いろは	香美市土佐山田町百石町 1 丁目 6-24	田村 美和子
3	特定非営利活動 法人まおり	ケアプランセンターあいな	香南市野市町みどり野東 1 丁目 22	門田 美和
4	エヌサービス 合同会社	ケアマネセンター向日葵	香南市野市町西野 2123 番地 25 天山台マンション 202 号室	中山 麻紀
5	医療法人 高田会	居宅介護支援センター城見	高知市城見町 3-12	竹政 由香
6	株式会社 らいさす	ケアマネセンターこじゃりハ ぷらん	南国市物部 131-1	宮田 忠広